

<医療機関・国保・生活保護の連携による再発防止>

○ 一旦未収金が発生してしまった場合でも、それ以後の未収金が再び発生しないようにするため、一部負担金減免制度や、生活保護制度、無料低額診療事業等の周知や各制度の窓口にスムーズにつながるよう、医療機関と市町村、福祉事務所との連携体制の整備を図るべきではないか。

<救命救急センター運営事業の拡充(外国人)>

現在実施されている救命救急センター事業は、平成7年の「外国人に係る医療に関する懇談会報告書」により、不法滞在者の医療費未払について国民の税金をもって単純に肩代わりすることは国民の理解が得られないが、救急医療の円滑な運営を確保する観点から、国としても何らかの対応措置が必要であると指摘されたことを踏まえ、重篤な外国人救急患者の救命医療を行い、無被保険者について努力したにもかかわらず回収できない未収金に限って、1件20万円を超える部分について補助する事業として実施しているものである。今後は、こうした事業の趣旨を踏まえながら、補助の拡充の必要性についても検討していくべきではないか。

(5) まとめ

医療保険制度においては、一部負担金以外の利用者負担なく、医療が受けられる現物給付を原則としている。保険医療機関等の保険診療等の費用を保険者からの診療報酬と患者から的一部負担金で賄うこととされていることから、一部負担金の未払いは、保険診療等の費用が十分に補填されないこととなる。こうした事態を放置すると、保険診療等に対する医療機関等の取り組み意欲を阻害し、ひいては被保険者の医療機関へのアクセスにも悪影響を及ぼしかねないと考えられる。したがって、今後

とも、国民皆保険制度の枠組みを堅持していくためにも、医療機関の努力を前提としつつ、保険者や行政もそれぞれが、当検討会の議論を踏まえ、未収金問題の解決に向けた努力を行うことが強く期待される。

(了)

一部負担金減免及び保険者徴収実施状況調査の結果について

I. 調査概要

第3回検討会資料2-2に基づき、平成18年12月、国民健康保険の保険者たる全市町村区における平成18年度の一部負担金減免及び保険者徴収の実施状況について、各都道府県を通じ調査を実施。全市町村区より回答を得た。

(以下、結果のみ抜粋)

II. 調査結果及び分析

1 一部負担金減免実施状況調査について

(1) 減免制度の有無について

保険者数	①制度有					制度無			
	②有の場合の根拠(重複有)					③無の場合の理由(複数回答)			
	条例	規則	要綱	その他	財政影響	判定	その他		
1818	1003	84	644	251	163	815	494	562	110

*「①制度有」には、国民健康保険法第44条に基づく一部負担金の減免制度を設けている市町村数を記載している。

*「②有の場合の根拠」には、減免制度の実施根拠別に市町村数を記載している。(複数回答あり(例えば、条例及び条例規則に規定している等))

*「③無の場合の理由」には、制度を設けていない理由別に市町村数を記載している。(複数回答あり) 「財政影響」: 財政影響への懸念 「判定」: 減免に該当するか判定が難しい

(2) 減免を認める具体的な事由について

制度有 保険者数	④減免事由(複数回答)							⑤低所得判定 基準有
	災害	障害	疾病	事業の休業止	失業	低所得	その他	
1003	852	210	158	727	700	155	578	111

*「④減免事由」には、具体的な事由別に市町村数を記載している。(複数回答あり)

*「⑤低所得判定基準有」には、④の減免事由として低所得を規定し、具体的な判定基準を定めている市町村数を記載している。

(3) 平成18年度における減免実施状況

制度有 保険者数	18年度実績						
	⑥申請 件数	⑦実施 件数	⑧減免総額 (千円)	⑨件数が少ない理由(任意、複数回答)			
				財政影響	判定	周知不足	その他
1,003	10,949	10,764	648,615	118	260	446	330

*「⑥申請件数」には、減免の申請を受けつけた件数を記載している。

*「⑦実施件数」には、実際に申請に基づき減免した件数を記載している。

*「⑧減免総額」には、⑦で減免した金額総額を記載している。(千円未満切り捨て)

*「⑨件数が少ない理由」には、⑧の減免実施件数が10件以下の場合、その理由として市町村が考えている事由別に市町村数を記載している。(任意回答。複数回答あり)

「財政影響」: 財政影響への懸念 「判定」: 減免に該当するか判定が難しい

「周知不足」: 減免制度について周知不足のため、申請が少なく、減免件数も少ない

2 保険者徴収実施状況調査について

(以下、結果のみ抜粋)

(1) 保険者徴収についての条例等の有無について

保険者数	①条例等の規定有				
		②有の場合の根拠			
		条例	規則	要綱	その他
1818	120	11	103	5	6

* 「①条例等有無」には、国民健康保険法第42条第2項に規定する保険者徴収について、条例等に規定を設けている市町村数を記載している。

* 「②有の場合の根拠」には、実施根拠別に市町村数を記載している。(複数回答あり(例えば、条例及び条例規則に規定している等))。

(2) 平成18年度における保険者徴収実施状況

保険者数	18年度実績		
	③請求受付市町村数	④請求件数	⑤保険者徴収実施件数
1818	34	159	86

保険者数	18年度実績							⑦回収金額 (千円)
	⑥徴収事務(重複あり)							
	文書催告	電話催告	訪問	督促状の発行	財産調査	差押	換価・公売	
1818	77	3	6	2	1	0	0	334

保険者数	18年度実績			
	⑧実施していない主な理由(複数回答)			
	実施方法	事務負担	回収努力	その他
1818	1	2	16	8

* 「③請求受付市町村数」には、実際に保険医療機関又は保険薬局から、保険者徴収の請求を受けつけた市町村数を記載している。(受理したかどうかにかかわらず、書面で請求のあった市町村数を記載。)

* 「④請求件数」には、実際に保険医療機関又は保険薬局から、保険者徴収の請求を受けつけた件数を記入すること。(受理したかどうかにかかわらず、書面で請求のあった件数を記載している。)

* 「⑤保険者徴収実施件数」には、④のうち実際に保険者徴収に取り掛かった件数を記載している。

* 「⑥徴収事務」には、⑤のうち徴収事務を行った内容別に件数を記載している。(例えば、1件の請求につき、「文書催告」と「訪問」を行った場合には、それぞれ1件ずつとカウントしている。また、「文書催告」を同じ請求案件について複数回行った場合でも、件数は1件とカウントしている。)

* 「⑦回収金額」には、⑥で実施した保険者徴収で回収した金額(総額)を記載している。(千円未満切り捨て)

* 「⑧実施していない主な理由」には、⑤で保険医療機関等から請求があったにもかかわらず、⑥で保険者徴収の実施が0件と回答した保険者について、その理由別に市町村数を記載している。(複数回答あり。)

「実施方法」: 実施方法がよく分からなかったため

「事務負担」: 事務負担増大を懸念したため

「回収努力」: 医療機関等が善管注意義務を果たしていない等、回収努力が不十分と判断したため